

「労災保険の業種区分に係る検討会」  
報告書（案）概要

# 「労災保険の業種区分に係る検討会」報告書（案）の概要について

## 1 はじめに

- 現在の業種区分の中には「94その他の各種事業」のように、全体の3割以上を占める大きな保険集団も存在。事業主の保険料負担の公平性を確保し、労働災害防止インセンティブを有効に機能させる観点から、業種区分の検討が必要。
- そこで、業種区分に係る提言を得るため、社会保障、保険数理等の外部有識者による「労災保険の業種区分に係る検討会」を開催。

## 2 労災保険における業種区分の役割とこれまでの業種区分の見直し

- 事業主の労働災害防止インセンティブを有効に機能させるため、業種別に労災保険率を設定（現行54業種）。労災保険率は概ね3年ごとに改定。直近の労災保険率の改定は平成30年度。
- 業種区分を明確化するため、告示で細目を規定（現行161細目）。  
細目は、労災業務データを蓄積する最小単位。
- 業種区分の見直しに係る考え方  
「労災保険率の設定に関する基本方針」（平成17年3月）及び「労災保険の事業の種類に係る検討会報告書」（平成25年3月）で一定の考え方が示されており、本検討会においても、これらに基づき、業種区分の検討を行った。

### <平成17年基本方針>

- ・労災保険の業種区分は、労働災害防止インセンティブを有効に機能させるという観点から、作業態様や災害の種類の類似性のある業種グループ等に注目して、当該グループごとの災害率を勘案して分類することとする。その際には、費用負担の連帯性の下に労働災害防止活動を効果的に浸透させていくことのできる業界団体等の組織状況等について斟酌しつつ、保険技術上の観点から、保険集団としての規模及び日本標準産業分類に基づく分類等をも勘案する。

### <平成25年報告書>

- ・業種区分の分離については、①労働災害防止活動を期待できること、②労働災害防止インセンティブを事業主に喚起させる労災保険率であること。
- ・業種区分の統合については、①統合する対象の業種双方の労災保険率がほぼ同等であること、②統合する対象の業種における作業態様が類似していること、③関係業界団体等の組織・活動状況を斟酌すること、④統合する対象に、年間の新規受給者数が1,000人未満の業種区分が含まれていること、⑤統合した業種の区分に係る災害率を経年的に把握・分析すること。

### 3 本検討会における検討対象

- 「94その他の各種事業」のうち、集団としての規模の大きなもの（以下①）や災害率（災害発生頻度及び災害重篤度）に特徴のみられるもの（②-1又は②-2）に該当する、7つの細目を検討対象として選定。  
7つの細目：「9425教育業」、「9431医療業」、「9432社会福祉又は介護事業」、「9433幼稚園」、「9434保育所」、「9435認定こども園」、「9436情報サービス業」
  - ①適用労働者数が100万人以上の細目
  - ②災害発生頻度と災害重篤度に以下の特徴がある細目
    - ②-1災害発生頻度が高い一方、災害重篤度が低い
    - ②-2災害発生頻度が低い一方、災害重篤度が高い
- 「94その他の各種事業」以外の業種について、平成17年基本方針及び平成25年報告書で示された一定の考え方にに基づき、業種区分の分離又は統合の要否を検討。

### 4 「94その他の各種事業」における7つの細目の状況、評価及び業種区分見直しの方向性（1）

- 行政が保有するデータではとらえきれない業界の実態を把握するために業界ヒアリングを実施。  
7つの細目に該当する業界から、合計14団体の協力を得て本検討会に報告。
- 今回の業種区分見直しに係る主な委員指摘事項

- ・再編要否の判断に際しては、平成17年3月の基本方針や平成25年3月の報告書に掲げる要件を勘案すべき。
- ・労災保険の社会保険的性格を踏まえると、保険集団内の均質性が大きく損なわれない限りは、業種を分割するには及ばない。ただし、相互扶助の観点から許容可能な範囲の相違に収まっているか否かを評価するため、労災業務データを取得できるよう細目の設定を工夫すべき。
- ・事業主団体が作業態様の詳細を全て把握できるとは限らない可能性もあり、職能団体の知見も有用ではないか。
- ・仮に、業界として労働災害防止対策に取り組むことが困難であったとしても、その事実のみを以て、業種区分の再編を見送る必要はない。
- ・作業態様や労働災害発生形態に共通点があっても、業界ごとに取り組む対策が共通するとは限らない。
- ・老人介護事業のように、施設と個人宅等、サービスを提供する場所が異なるものについては、作業態様や労働災害発生形態が異なる可能性もあるので、労災業務データを取得して比較できるようにすべき。
- ・「社会福祉又は介護事業」について、労災業務データを取得するために細目を新たに設定する場合は、老人福祉・介護事業における施設系と訪問系は別に取り扱うべき。
- ・保育所とそれ以外の児童福祉事業にどのような相違があるかを検証するために、労災業務データを取得して比較できるようにすべき。

## 4 「94その他の各種事業」における7つの細目の状況、評価及び業種区分見直しの方向性（2）

### ○7つの細目の評価、業種区分見直しの方向性

細目	評価	業種区分見直しの方向性
9425教育業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用労働者数は160万人以上。</li> <li>・細目内の学校教育とそれ以外の教育において、災害状況等に相違が生じている可能性（均質でない可能性）がある。</li> <li>・分析のため、それぞれの集団のデータを取得できるようにする必要がある。</li> </ul>	細目を細分化して、学校教育とそれ以外の教育機関の相違が与える影響について、データを取得できるようにする。
9431医療業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用労働者数は330万人以上。</li> <li>・労働環境に対する業界としての認識も共通。</li> <li>・保険集団としての安定性、均質性が認められる。</li> </ul>	業種新設が可能と考えられる。なお、平成25年報告書に掲げる要件への適合性につき、留意が必要（注）。
9432社会福祉又は介護事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用労働者数は240万人以上。</li> <li>・細目内で、利用者やサービス提供場所の相違が、災害状況等に影響を与えている可能性（均質でない可能性）がある。</li> <li>・分析のため、それぞれの集団のデータを取得できるようにする必要がある。</li> </ul>	細目を細分化して、利用者の年齢階層やサービス提供場所の相違が与える影響について、データを取得できるようにする。
9433幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3つの細目の境界は薄れつつあるものの、業務体制等に相違。</li> <li>・現状、3つの細目を合計しても適用労働者数は50万人を下回る。</li> <li>・ただし集団の大きさは流動的。</li> </ul>	今後の動向に留意しつつ、引き続き細目のデータを蓄積していくこととする。 今後の動向に留意しつつ、引き続き細目のデータを蓄積していくこととする。 今後の動向に留意しつつ、引き続き細目のデータを蓄積していくこととする。
9434保育所		
9435認定こども園		
9436情報サービス業		

（注）平成25年報告書において、「労働災害防止インセンティブを事業主に喚起させる労災保険率であること」を考慮するとされている。

### ○今後の業種区分の検討に係る主な委員提言

- ・業界団体の認識が、客観的なデータと合致しているかを検証するため、労災業務データを取得できるようにすべき。
- ・被災前の労働者の属性を把握せず、かつ、一事業場一適用の原則を維持する限り、職業構成で業種を特徴付けるのは限界がある。
- ・雇用形態の相違が、作業態様や労働災害防止対策に一定の影響を与える可能性があることにも留意すべき。
- ・労災業務データを、労働者死傷病報告に基づくデータや、日本標準産業分類を用いたデータと組み合わせる手法を工夫すべき。
- ・既に存在しているデータを、統合・連結・紐付けする等して、活用することも必要ではないか。
- ・業界ヒアリングで得られた知見を今後の業種区分の検討につなげていくことが必要。例えば、高齢就業者や女性の非正規雇用の増加が労働災害に与える影響等、今後は労働災害の増加理由の分析も重要となる。

## 5 「94その他の各種事業」以外の業種区分に係る検討

### (1) 業種区分の分離に係る検討

- ・「94その他の各種事業」以外の業種で、保険集団の大きさの観点から業種区分の分離検討の対象となり得るものとしては、現行54業種のうち2番目に大きな保険集団となっている「98卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業」が挙げられる。
- ・「98卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業」における以下の状況を踏まえれば、直ちに業種区分の分離が必要とまではいえないと考えられる。

- ①平成18年度労災保険率改定時に新たな業種として分離新設したものであること、
- ②直近の平成30年度労災保険率改定においても料率が引き下げとなっており（3.5厘→3厘）、事業主の労働災害防止努力が料率に反映されていると考えられること。

### (2) 業種区分の統合に係る検討

- ・平成25年報告書を踏まえて、新規受給者数が1,000人を下回る業種について、業種区分の統合の可否を検討した。
- ・平成28年度において新規受給者数が1,000人を下回る業種は、22業種である。22業種について、統合を検討できそうな単位でグループ化すると、13のグループの統合パターンが考えられる。
- ・ただし統合に際しては、13のいずれのグループの統合パターンについても、平成25年報告書に照らすと以下の①から④のいずれか又は複数の課題があり、引き続き検討が必要と考える。

- ①類似すると考えられる業種との間に、料率水準の乖離があるもの
- ②作業態様の観点から、類似する業種を見出すことが困難なもの
- ③業界組織の観点から、類似する業種を見出すことが困難なもの
- ④類似すると考えられる業種を統合しても、新規受給者数が1,000人前後に止まるもの

## 6 本報告書の取扱い

本報告は、労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会における審議に資するよう提言したものであり、当該部会において業種区分の見直しを行う際には、今後の状況の変化等も勘案して議論されることを望む。

労災保険の業種区分に係る検討会 参集者（五十音順）

岡村 国和	獨協大学経済学部教授
片寄 郁夫	株式会社りそな銀行年金業務部主席数理役（アクチュアリー）
小西 康之	明治大学法学部教授
酒井 正	法政大学経済学部教授
中益 陽子	亜細亜大学法学部准教授
花岡 智恵	東洋大学経済学部准教授
皆川 農弥	東京海上日動火災保険株式会社企業商品業務部保有企画グループ担当課長（アクチュアリー）
座長 森戸 英幸	慶應義塾大学大学院法務研究科教授